

大阪狭山市
通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

令和6年11月

大阪狭山市通学路交通安全推進会議

1.プログラムの目的

平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する、痛ましい交通事故が相次いで発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路の危険箇所への緊急合同点検の実施、必要な対策の検討・実施による通学路における交通安全確保の徹底を全国の自治体に通知しました。

このようなことから、本市におきましても平成24年8月に各小学校の通学路において、関係機関が連携して「緊急合同点検」を実施し、必要な対策について協議し、様々な安全対策を実施してきました。

引き続き本市の通学路の安全確保に向けた取り組みを継続的かつ確実に実施するため、平成27年3月に「大阪狭山市通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関との連携強化を図っています。

また、令和元年5月に滋賀県大津市で、交差点内での乗用車同士の事故により、歩道上で信号待ちをしていた幼児等が死傷する、痛ましい交通事故が発生したことを受け、本市では令和元年7月に所管警察署、幼稚園等の教育施設管理者、道路管理者により、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施し、必要な対策について協議し、通学路も含めた様々な安全対策を実施しました。

今後は本プログラムに基づき、児童生徒及び未就学児が安全に通学や移動できるように通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全確保に取り組めます。

2.通学路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「大阪狭山市通学路交通安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

・大阪狭山市教育委員会

- | | |
|------|--|
| 関係部署 | 各小学校・幼稚園・保育所・こども園、PTA等、校長会 |
| 役割 | ①各関係機関との連絡調整に関すること
②通学路に関すること
③未就学児が日常的に集団で移動する経路に関すること
④交通安全教育に関すること |

- ・大阪狭山市立小学校 校長会
 関係部署 P T A等、大阪狭山市教育委員会
 役割 ①各関係機関との連絡調整に関すること
 ②通学路に関すること
 ③交通安全教育に関すること

- ・幼稚園、保育所、こども園（以下、幼稚園等という）
 関係部署 P T A等、大阪狭山市教育委員会
 役割 ①各関係機関との連絡調整に関すること
 ②未就学児が日常的に集団で移動する経路に関すること
 ③交通安全教育に関すること

- ・大阪狭山市まちづくり推進部道路グループ
 関係部署 黒山警察署、富田林土木事務所
 役割 ①所管道路における安全施設整備等に関すること

- ・大阪府富田林土木事務所
 関係部署 黒山警察署、大阪狭山市道路グループ
 役割 ①所管道路における安全施設整備等に関すること

- ・大阪府黒山警察署
 関係部署 大阪狭山市道路グループ、富田林土木事務所
 役割 ①所管道路における交通規制に関すること
 ②指導・取締りに関すること

※必要に応じ、オブザーバーとして招集を依頼する
 国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所

3.取組方針

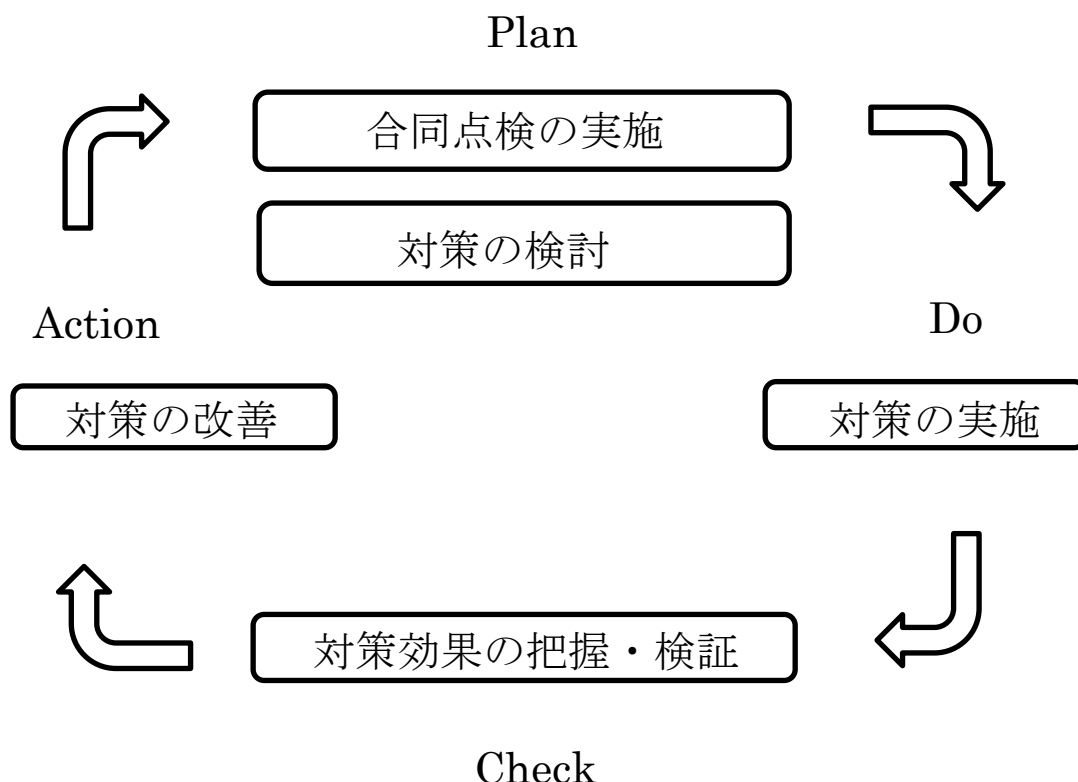
（1）基本的な考え方

継続的に通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の検証も行い、対策の改善を図ります。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全性の向上を図ります。

通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路

安全確保のためのP D C Aサイクル



(2) 定期的な合同点検

○事前の準備（各学校及び各園での点検実施箇所の把握）

- ・ 小学校は、保護者・地域等と連携を図り、事前点検や聞き取り等により抽出し、必要である点検箇所をリストアップする。
- ・ 幼稚園等は、未就学児が日常的に集団で移動する経路において危険と考えられる箇所を事前点検等により抽出し、点検箇所をリストアップする。

○合同点検実施箇所の精査

- ・ 教育委員会は、小学校及び幼稚園等がリストアップした点検箇所を精査し、必要である合同点検実施箇所図等を作成します。

○合同点検の実施時期等

- ・年に1回、合同点検を実施します。(特に危険と考える箇所については、必要に応じ合同点検を実施します。)

○合同点検の体制

- ・小学校及び幼稚園等ごとに、学校、園、道路管理者、警察、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、「歩道等の整備」「防護柵の設置」のようなハード対策と「交通規制」・「交通安全教育」のようなソフト対策を対策箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

検討した対策メニューについて、関係機関が相互に連携を図りながら対策を実施します。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施箇所について、実際に期待した効果の検証を学校への状況調査や聞き取り調査などにより、把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策効果の把握・検証の結果を参考に、対策内容の改善を図っていきます。

(7) その他安全対策

合同点検を実施した危険箇所以外にも、通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路で信号がない交差点等のカラー舗装化や、狭隘道路における道路拡幅(歩行空間整備)等による通学児童や未就学児の移動経路の安全確保を進めます。

4.箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために各小学校の「通学路安全対策一覧表」及び「対策箇所図」、各園の「未就学児が日常的に集団で移動する経路安全対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

◆ 点検から対策・改善までの一連の流れ ◆

- ・ 9月初旬 各小学校、各園における事前準備
(学校、園、保護者、地域など)
対策実施箇所を教育委員会と選定
- ・ 9月～10月初旬
教育委員会 ⇒ 合同点検及び推進会議の招集
- ・ 10月 合同点検の実施(点検終了後、推進会議の開催)
(教育委員会、校長会、幼稚園等、道路管理者、警察)
- ・ 11月～1月
対策必要箇所の対策実施
(各担当部署、道路管理者、警察、小学校、幼稚園等、保護者など)
- ・ 2月 対策箇所の公表
(各小学校、各園において児童・園児・保護者に公表)

